平成25年(健)第1451号

平成26年7月31日裁決

主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下 「健保法」という。)による傷病手当金(以 下、単に「傷病手当金」という。)の支給 を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、健保法上の適用事業所に雇用される被保険者であるところ、糖尿病網膜症、左硝子体出血(以下、併せて「当該傷病」という。)の療養のため労務に服することができなかったとして、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、平成○年○月○日(受付)、全国健康保険協会○○支部長(以下「本件支部長」という。)に対し、傷病手当金の支給を請求した。
- 2 本件支部長は、本件請求期間について、 平成○年○月○日付で、請求人に対し、 当該傷病による療養のための労務不能と は認められないとして、傷病手当金を支 給しない旨の処分(以下「原処分」とい う。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、○○厚 生局社会保険審査官に対する審査請求を 経て、当審査会に対し、再審査請求をし た。

第3 問題点

1 傷病手当金の支給については、健保 法第99条第1項において「被保険者 (……) が療養のため労務に服すること ができないときは、その労務に服するこ とができなくなった日から起算して3日 を経過した日から労務に服することがで きない期間、傷病手当金……を支給す る。」と規定している。

2 本件の問題点は、本件請求期間について、請求人が当該傷病の療養のため労務に服することができなかったといえるかどうかということである(なお、以下においては、療養のため労務に服することができない状態を、単に「労務不能」という。)。

第4 事実の認定及び判断

- 1 本件資料によれば、次の事実が認められる。
 - (1) 本件請求期間に係る健康保険傷病 手当金支給申請書(第2回)(以下「支 給申請書」という。)(平成〇年〇月〇 日受付)の「療養担当者が意見を書く ところ」欄(以下「医師意見欄」という。) に、a病院・A医師(以下「A医師」 という。)が記載した主な部分をその まま摘記すれば、次のとおりである。

傷病名:糖尿病網膜症、左硝子体出 血

発病または負傷の年月日(注:記載 なし)

発病または負傷の原因:糖尿病 療養の給付開始年月日(初診日): ○年○月○日

労務不能と認めた期間

○年○月○日から○年○月○日まで30日間

そのうち入院期間 (注:記載なし) 診療実日数:2日

診療日:○月○日及び○日 労務不能と認めた期間中における 「主たる症状および経過」、「治療内 容、検査結果、療養指導」等

上記による視力低下 右視力= (1.0)、左視力=(1.0) 症状経過からみて従来の職種につい

症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見

両糖尿病網膜症、左硝子体出血による視力障害。

(2) 本件支部長の「今回記載いただい た検査結果【右視力=(1.0)、左 視力=(1.0)】という数値のみか らでは視力障害の為に労務不能となっているかどうかを判断することができません。⇒視力以外に労務不能と認めていただけた理由がございましたらご教示ください。」との照会に対し、A医師は、平成○年○月○日付で「休業の指示はしていない(本人の希望療養)」と回答している。

(3) そして、請求人作成の日常生活・ 療養状況申立書によれば、請求人の平 成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日 までの状況について、請求人が記載し た主な部分をそのまま摘記すれば、次 のとおりである。

仕事の内容:タクシー運転手

どのような治療を受けていました か:薬をもらう→1回に錠49日分 療養について医師からどのような注 意事項や指示を受けましたか。

薬を必ず1日3回のむ事、はげ しい運動をしないように。

医師からは就労についてどのような 指示を受けていましたか。

私自身が、安全な運転が出来 ると思えば、仕事をしていいとい われてたが、左目の左半分がみづ らい事がかわらないので休んでい る。

どんな体の調子(自覚症状等)でしたか また働く事が出来なかった主な原因は何でしたか

左目の左半分に、トンボの羽根がはりついてるようなかんじで、とても安全な運転が出きなかった。

毎日の日常生活:無理をしない、普 通の生活をしていた、目を使わな いように心がけた。

受診状況:通院日数(1ヶ月に1回受診していた)、通院方法(電車)いつ頃から労務に従事出来そうですか:平成〇年〇月〇日頃から(〇月〇日のレーザー治療から〇/〇現在、左目の黒いものが徐々になくなってきたので)

- 2 上記認定の事実に基づき、本件の問題 点を検討し、判断する。
 - (1) 傷病手当金の支給要件としての労 務不能については、その被保険者が本 来の業務に耐え得るか否かを標準とし て、社会通念に基づき認定されるべき であることはいうまでもないから、必 ずしも、医学的見地からのみ判断され るべきことではないが、ことは「傷病 による療養のため」労務不能といえる かどうかの問題であることを考える と、特段の事情の存しない限り、まず は、その傷病の診療に当たった医師が、 当該傷病の性質、病状及び治療の経過 等を踏まえた結果として、労務不能か 否かについてどのような医学的判断を しているかが重視されなければならな いというべきである。傷病手当金の請 求に用いられる定型の「傷病手当金支 給申請書」に、医師意見欄が設けられ、 当該医師において、「傷病名」、「労務 不能と認めた期間」、「診療実日数」、「労 務不能と認めた期間中における主たる 症状および経過、治療内容、検査結果、 療養指導等」及び「症状経過からみて 従来の職種について労務不能と認めら れた医学的な所見」等を記載すること とされているのも、この趣旨に出たも のと解される。
 - (2) 本件においてこれをみると、上記 1の(1)及び(2)で認定した事実によ れば、請求人は、当該傷病により平成 ○年○月○日にa病院を初めて受診し たと認められるところ、同病院・A医 師は、傷病名を当該傷病として、労務 不能と認められた医学的な所見とし て、「両糖尿病網膜症、左硝子体出血 による視力障害」と記載した上、労務 不能と認めた期間として、「平成○年 ○月○日から平成○年○月○日まで 30日間」とし、もって、請求人は、 上記の期間、当該傷病により労務不能 であった旨の意見を示していることが 明らかであるから、これをそのまま採 用し得るものとすれば、本件請求期間

において、請求人は、当該傷病により 労務不能であったと認定するのが相当 ということになる。

(3) ただ、A医師は、本件支部長の照会に対し、「休業の指示はしていない(本人の希望療養)」と回答しており、請求人も「私自身が、安全な運転が出来ると思えば、仕事をしていいといわれてたが、左目の左半分がみづらい事がかわらないので休んでいる。」としていることからは、医師の判断に基づく療養といえるものでなく、請求人自身の判断で休養していたものであるとも考えられる。

しかしながら、審理期日において、 請求人は、トンボの羽がはりついてい るような感じとは、「左目の半分が網 戸を通して物を見るような感じで、黒 く欠けており、見えることは見えるが、 気になって運転に集中することができ ない状態であった。当時、入社したば かりであり、会社は新入社員に対して は、入社後数か月は、出来高制ではな く、一律に30万の給与を保障する制 度を取っていた。そのような中で、少 しの注意で運転できる状態であれば、 30万円もらった方が得であるのに、 それよりも低い額である傷病手当金を 請求するはずはない。」と陳述してお り、また、請求人がタクシーの運転業 務をしていたことを考えると、プロの 運転手として、運転に集中できない場 合は、安全上運転業務を差し控えるの が当然の責務であるとも考えられる。

硝子体出血は、出血が大量である場合は、視野が遮られ、一時的に視力を全く失うこともあるが、出血(自然に止まることもあるが、レーザーにより出血箇所を止血することもある。)が止まれば、血管外に漏出した血液が吸収されることにより、早いもので1か月、遅くとも数か月で視力が回復することが知られている。請求人の場合は、視力の障害、視野の欠損もなかったものの、視野の一部がトンボの羽が張り

付いたように見えにくい状況であって、それが本件請求期間においても続いていたものと考えられ、医師からは安全な運転ができるのであれば仕事をして良いと言われていたが、請求人としては、左目の半分が見えにくく、運転に集中することができない状態と判断されたことから、タクシー乗務員として負っている安全運転義務に照められる。そして、その判断は、上記のような医師の意見を踏まえたものということができる。

このような事情を総合して考えると、本件請求期間については、当該傷病の療養のために労務に服することができなかったと認めるのが相当である。

(4) よって、本件請求期間について、 請求人には傷病手当金が支給されるべきであり、原処分は妥当でないので、 これを取り消すこととし、主文のとおり、裁決する。